

令和6年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験
大学推薦特別選考実施要項

福島県教育委員会

1 趣旨

この要項は、令和6年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験において、大学等からの推薦を受けた者を対象とする特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 推薦対象の校種等及び教科（科目等）

校 種 等	教 科（科目等）	
小 学 校		
中 学 校	美術、技術、家庭	
高 等 学 校	家庭、情報、農業（作物・園芸、農業土木、食品科学、畜産）、工業（機械、電気・電子、建築・土木、工業化学）、商業、水産（食品システム）、福祉	
特別支援学校	小学部	
	中学部	国語、社会、数学、理科、英語
	高等部	国語、地理歴史（世界史、日本史、地理）、公民（倫理、政治・経済）、数学、理科（物理、化学、生物、地学）、英語、情報

注 各校種等に設けられている地域採用枠、特別支援学級枠（小学校）、各種加点は令和6年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項に記載された手続きを行うことで申請することができる。

3 推薦を依頼する大学等

推薦対象の校種等及び教科（科目等）に対する教諭一種免許状取得の課程認定を受けている大学又は教諭専修免許状取得の課程認定を受けている大学院もしくは教職大学院（本実施要項において「大学等」という。）。

4 推薦要件

次の（1）～（5）のすべてに該当し、在籍する大学等の学長又は学部長の推薦を得られる者

- （1）福島県公立学校における各校種等及び教科（科目等）の教員として勤務することを第一志望とする者
- （2）福島県公立学校教員として令和6年度の採用を希望する者
- （3）出願時に大学等に在籍し、かつ令和6年3月31日までに卒業見込み又は修了見込みの者
- （4）次のア～ウに示した、福島県が求める教員像にふさわしい資質と能力を有する者
 - ア 「福島らしさ」をいかした多様性を力に変える教育と、福島で学び福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を実践する教員
 - イ 高い倫理観と教育に対する情熱・使命感を持ち、児童生徒に伴走しながら学び続ける教員
 - ウ 心身共に健康で、自らの強みや指導力をいかし、チームとして多様化・複雑化する教育ニーズに対応する教員
- （5）出願する前年度末までの成績において、評価80%～100%（優良可による評価の場合は「優」、ABCによる評価の場合は「A」以上）が全体の60%以上ある者が望ましい。

5 推薦人数

各校種等、教科（科目等）について、原則1名とする。ただし、特別支援学校については、学部、教科（科目等）によらず各大学1名とする。

なお、大学院を置く大学においては、大学及び大学院それぞれから各校種等、教科（科目等）につき1名を推薦することができる。

また、福島県教育委員会が推薦人数を定める大学については、その推薦人数を限度として推薦できるものとする。

6 推薦手続き等

(1) 提出書類

〈大学等が作成するもの〉

ア 大学推薦特別選考推薦書（厳封親展）

福島県教育委員会ホームページ（高校教育課ホームページ）からダウンロードし、作成してください。 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

〈志願者本人が準備・作成するもの〉

イ 成績証明書（令和5年4月1日以降に発行されたもののみ有効）

ウ 志願書・職歴（所定用紙①②）

エ 志願者登録シート（所定用紙③）

オ 定型はがき（63円はがき又は63円切手を貼った同様のもの）以下の各1枚

- ・ 裏面に「願書受付通知書」を貼ったもの1枚
- ・ 裏面に「受験票」を貼ったもの1枚

カ 該当する教員免許状又は教員免許状取得見込み証明書

キ 加点申請及び関係書類（申請を希望する者のみ）

加点申請に関する関係書類は「令和6年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」を確認すること。

(2) 出願方法

各大学等において提出書類を取りまとめ、簡易書留により提出する。

封筒（角形2号）の表面に「大学推薦関係書類在中」と朱書きの上、取りまとめを担当する部課、担当者名及び連絡先を明記する。

(3) 出願期間

令和5年5月1日（月）～5月22日（月）までとする。

※5月22日（月）までの消印有効

7 書類審査

福島県教育委員会は、提出された書類について審査を行い、資格要件を満たしていると判断した場合は、受験者に対し受験票等を交付する。

資格要件を満たしていないと判断した場合は、大学等へ連絡の上、一般選考での受験とする。
その際、改めて出願に係る書類の提出は原則として不要である。

8 選考方法

(1) 第一次選考試験の「教職教養（共通問題）」を免除する。

(2) 第二次選考試験は、他の選考区分の第一次選考試験合格者と同様に取り扱うものとする。

9 その他

(1) 大学推薦特別選考による第二次試験合格者は、大学院進学・修学継続による名簿登載の猶予はできないものとする。

(2) 合否結果については、受験者本人に通知するほか、第二次選考試験合格発表後、福島県教育委員会から推薦した大学等に通知する。